

令和2年12月15日
(2020年)

報道各社 各位

監査事務局課長
総務局人事部人事課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

監査事務局所属の処分対象職員は、令和2年5月20日、知人であるA氏から持続化給付金の不正受給の話しを聞くとともに、お金に困っている人を紹介してほしい旨の依頼を受けました。当該職員は知人であるB氏から生活に困っている旨の話しを以前より聞いていたことから、同年5月31日にA氏の連絡先をB氏に教示し、紹介したものです。

当該職員、A氏及びB氏は、国の持続化給付金制度を利用して同給付金の名目で金銭をだまし取ろうと考え、共謀の上、A氏が虚偽の給付申請を行い、B氏の預金口座に現金100万円を振込入金させ、当該職員はA氏を介して10万円を紹介料として受け取ったものです。

当該職員は同年9月28日に逮捕、10月19日に神戸地方裁判所に詐欺罪で起訴されています。

2 処分年月日

令和2年12月15日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
監査事務局	副主査	39歳	男性	免職

4 処分理由

当該職員の行為は、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業継続が困難な状況に陥っている事業者等を支援するための持続化給付金を、共謀の上、不正に受け取るという公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号（懲戒）に該当することから、同項の規定に基づき、懲戒処分として免職とします。

(問い合わせ先)

監査事務局：田中 (TEL:0798-35-3724)

人事課：島田 (TEL:0798-35-3518)